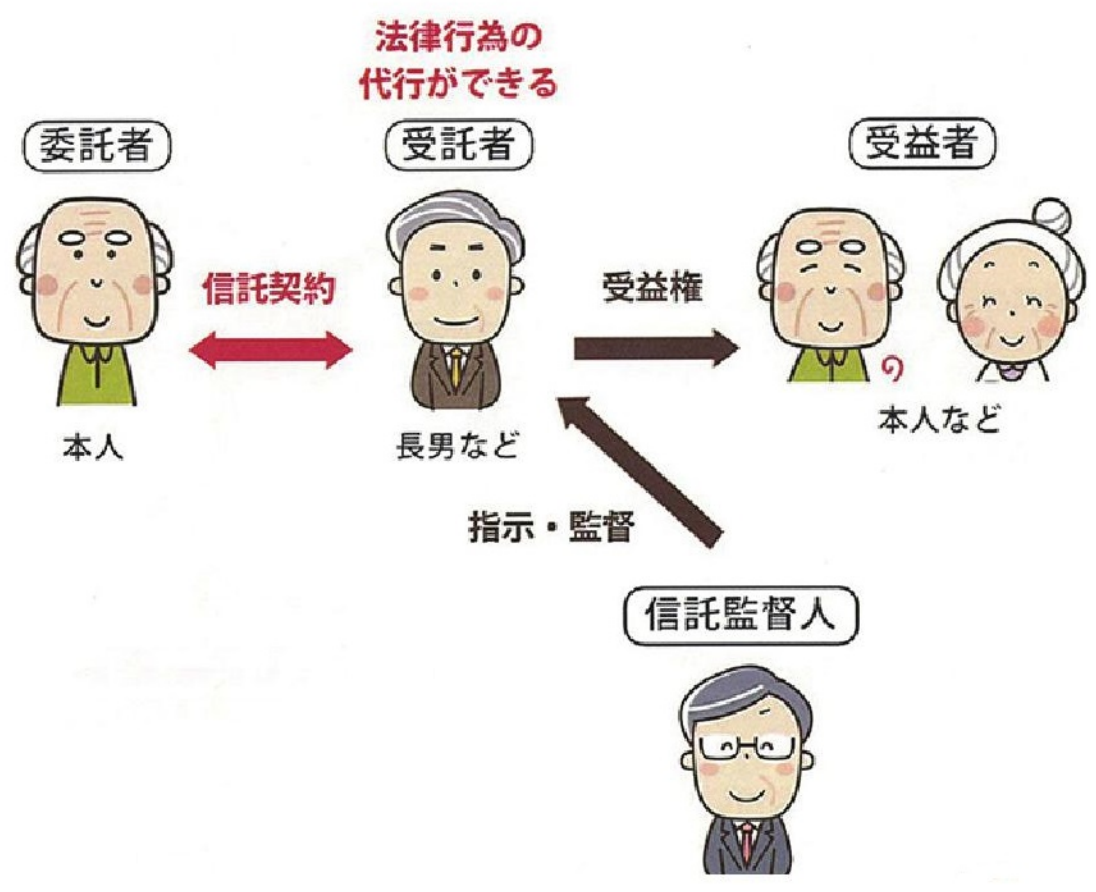


認知症対策

認知症にはこんなリスクが…

- 不動産などについては、大規模修繕、建て替え、売却など一切の法律行為が出来なくなるため、不動産経営に大きな障害が出る。
- 亡くなった後、誰が不動産を受け継ぐかという問題。
よくあるケースでは「生前、父が私に〇〇をくれると言っていたんです！」しかし遺言はなく相続に。
遺言も信託も認知症になってからでは決められない。
- 土地が希望する価格で買い手が見ついた時、認知症になっていると売りたいとしても契約ができない。
- 相続対策を行いたくても行うことができなくなる。

認知症に備えた信託のケース



浪費問題

毎月一定額の給付による浪費抑制効果
親族に浪費者、ギャンブル依存症者等があり、一度に多額の財産を持たせてくれない。

例) Aさん(60代)には長女、長男(共に30代)がいるが長男が浪費家で、いつも両親や姉に金の無心ばかりしている。

Aさん→将来長男が多額の相続財産を持ってしまうと浪費するのは？
長女→長男との仲は特に悪くはないが、両親の死後にお金のことでトラブルを起こしたくない。

浪費癖対策信託

